

疑義照会簡略化プロトコール合意書

公立福生病院と
は、
院外処方箋における疑義照会の運用について下記の通り合意した。
なお、保険調剤薬局での運用においては、患者が不利益を被らないよう、十分に説明の上、同意を得てから行うものとし、適応症が異なる場合には変更しないこと。

記

1. 院外処方箋において、以下の項目に該当する場合には処方医への疑義照会を不要とする。なお、以下の項目に該当しない場合には所定の方法にて処方医へ疑義照会すること。

①	成分名が同一の銘柄の変更
②	剤形の変更
③	内服薬の規格変更
④	外用薬の規格変更
⑤	無料で行う半剤・粉碎・一包化・混合等
⑥	処方日数の変更
⑦	残薬調整
⑧	その他合意事項

2. 合意内容の変更については、必要時協議を行うこととする。
3. 本合意は合意の締結の日から2年間有効とし、合意を延長する場合には、新たに合意を締結することとする。

以上

令和 年 月 日

所在地 東京都福生市加美平一丁目6番地1
名称 公立福生病院
代表者氏名 企業長 松山 健 印

所在地
名称
代表者氏名 印

疑義照会簡略化プロトコール細則

- ・必ず患者に説明し、同意を得た上で適応し、結果は診療科宛に速やかにFAXにて報告すること

FAX送付先：042-551-6189(医事課)

- ・疑義照会が必要な場合には、電話にて診療科の処方医宛てに疑義照会すること

電話：042-551-1111(代表)から担当医または診療科へ

- ・折り返しが20分以上無い場合はもう一度電話にて診療科の処方医宛てに疑義照会すること

- ・疑義照会が滞った場合や返答が無い場合は薬剤部へ連絡すること

電話：042-551-1111(代表) FAX：042-551-6359(薬剤部)

- ・麻薬及び抗悪性腫瘍剤の場合は必ず疑義照会を行うこと

- ・合意事項の細則は以下の通りとする

① 成分名が同一の銘柄の変更

※後発品→先発品は疑義照会とする

② 剤形変更

以下の（ア）～（ウ）に掲げる分類の同一分類の範囲内での変更は疑義照会不要とする。

（ア）錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤

（イ）散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内用固形剤として調剤する場合に限る。）

（ウ）液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内用液剤として調剤する場合に限る）。

※用法・用量が変わらない場合のみ可とする

※安定性、体内動態などを考慮して行うこと

※外用薬においての変更は不可（軟膏→クリーム剤など）

③ 内用薬の規格変更

別規格製剤がある場合の処方規格の変更は疑義照会不要とする。

（例）○○錠2.5mg1日1回1回2錠→○○錠5mg1日1回1回1錠

△△錠10mg1日2回1回0.5錠→△△錠5mg 1日2回1回1錠

※リクシアナ OD 錠 60mg1日1回1回0.5錠→リクシアナ OD 錠 30mg1日1回1回1錠
の変更については疑義照会を行うこと

④ 外用薬の規格変更

別規格包装単位がある場合の処方規格の変更は疑義照会不要とする。

（例）□□湿布7枚入り5袋→□□湿布5枚入り7袋

◇◇軟膏（1本5g）2本→◇◇軟膏（1本10g）1本

⑤ 無料で行う半剤・粉碎・一包化・混合等

アドヒアランスなどの理由により、半剤・粉碎・一包化・外用剤混合を無料で行う場合には、疑義照会を不要とする。

※嚥下困難者用製剤加算・一包化加算などの加算を算定する場合には必ず疑義照会を行うこと

※安定性、体内動態などを考慮して行うこと

※他院の処方箋に一包化指示がある場合に一緒に分包する場合を除く

⑥ 処方日数の変更

明らかな処方日数の誤記の場合に限り、疑義照会を不要とする

(例) 週1回、月1回服用製剤での他の薬剤の処方日数と週1回服用製剤が同一日数隔日投与指示の薬剤が連日投与

⑦ 残薬調整

処方医から残薬調整の指示がある場合については疑義照会不要とする

⑧ その他の合意事項

特になし

この細則は令和2年8月1日から適用とする。

沿革

令和2年8月1日 適用開始